

# 特定非営利活動法人 東北舞台芸術プロジェクト 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 東北舞台芸術プロジェクト という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

## 第2章 目的及び・事業

(目的)

第3条 この法人は、舞台芸術を通して子どもから大人までの地域住民に対して自己表現力の育成及び文化芸術の振興に関する事業を行い、地域社会への貢献と、芸術基盤とした交流人口の拡大及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

また、県外のプロフェッショナルを招聘し、地域住民との交流を促進することで、山形をはじめとする東北の文化的魅力を高めるとともに、Iターン・Uターン人材が集い、世代を超えて舞台芸術を継承・発展させる「居場所」をつくることを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法に定める次の活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

### (1) 【特定非営利活動に係る事業】

①プロ講師・俳優・演奏家と協働したミュージカル公演の企画・実施事業

②絵本を題材としたミュージカル公演事業

絵本を原作としたミュージカル作品を制作・上演し、観客が物語世界を音楽・演技・ダンスを通じて体験する機会を提供する事業。

③学校・教育機関と連携した芸術鑑賞会・巡回公演、並びに幼稚園・福祉施設・高齢者施設・地域イベント等における体験型巡回公演事業

ミュージカルの上演や発声・ダンス・演技体験を通じて、世代を超えて楽しめる場を提供する。また、絵本講師による読み聞かせと音楽演奏を組み合わせた「音楽絵本」や、ミュージカル作品を活用し、観客と共に歌やダンスを楽しむ参加型プログラムを実施する。

さらに、ミュージカル作品を活用した本格的な舞台芸術に触れる機会を提供し、地域住民の感性や表現力を育む。

④学校教育における課外授業・総合学習におけるミュージカル導入事業

⑤企業・団体向け研修（演劇の手法を活かし、コミュニケーション能力・自己表現力を育成する事業）

## (2) 【その他の事業】

①公演に付随する物品等の販売事業

②前号に付帯又は関連する一切の事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項1号に掲げる事業に充てるものとする。

(非営利性の徹底)

第6条 この法人は、会員に対して利益の分配を行わない。役員等への報酬は、職務の対価として相当な範囲で支給することができる。

## 第3章 会員

(会員の種別)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届出があったとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき（団体にあつては解散したとき）
- (3) 継続して会費を2年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

（退会）

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第12条 会員が次の各号のいずれかに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

（役員の種類及び定数）

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以下
  - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（役員を選任）

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（役員職務）

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (役員解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第 22 条 本会に事務局をおくことができる。

- 2 事務局には、事務局長 1 名および職員若干名をおくことができる。
- 3 事務局長および職員は、理事長が理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### (招集)

第27条 総会は、第26条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第26条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

#### (定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールにより表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、オンライン会議システムを利用して参加することもできるものとし、その場合は会場に出席したものと同等に取り扱う。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者若しくは表決委任者があ  
る場合、もしくはオンライン会議システムによる出席者がある場合は、その数を付記す  
ること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名  
押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をした  
ことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録  
を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請  
求があったとき。
- (3) 第 16 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 35 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日  
以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。また、オンライン会議システムを利用して参加することもでき、その場合は会場に出席したものと同等に取り扱う。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電子メールによる表決者、オンライン出席者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更・解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、芸術振興を目的とする他の特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人もしくは、国、地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法・個人情報

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2項1項に規定する貸借対照表の公告については、インターネットホームページに掲載して行う。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、事業遂行上知り得た個人情報を適正に管理し、事業の目的の範囲内でのみ利用するものとし、又本人の同意なく第三者に提供しない。

## 第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐竹 理香
副理事長	今野 真紀
理事	野崎 愛子
	寒河江 克枝
監事	今野 雅彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 9 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| (1) | 正会員入会金  | なし             |
|     | 正会員会費   | 1,000 円        |
| (2) | 賛助会員入会金 | 5,000 円        |
|     | 賛助会員会費  | 5,000 円（1 年間分） |